

帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印 字項目への意見・そ の他)	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		WT事前確認		WT前整理		
					地方税法（法律・政令・省令）への準 拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認 対象	確認項目	構成員意見集約	仕様への反映	WT対象
1	充当通知	印字項目への意見	記載無し	充当日の項目追加							反映する	●	<p>【提案】充当日は通知日と異なるため、充当日を追記する A回答 通知日がわかれば問題ないと考えます。充当日を載せたい場合は、オプションとすべきと考えます。 B回答 左記のとおり良い E回答 【意見】了承 K回答 充当通知書の様式は法令で定められていないので、記載していません。</p> <p>● 必要 B回答 左記のとおり良い E回答 【意見】了承 ● 不要 A回答 通知日がわかれば問題ないと考えます。充当日を載せたい場合は、オプションとすべきと考えます。 K回答 充当通知書の様式は法令で定められていないので、記載していません。 【回答】税目機番で方針が変更、レシート機番の対象となる帳票の印字項目は、すべて必須となる。本 機番はレシート機番化するところからオプション項目を定義できない。 【確認】充当日がある方がわかりやすく思えるが、要不要のご意見をいただきたい。</p>	●	
6	配当計算書 (原本) ※ 滞納者用	印字項目への意見		「公印」							反映する	●	<p>【提案】公印を追加する。 A回答 提案の内容で問題ありません。 E回答 【意見】了承 F回答 2/18の資料3、【精算出力項目対比表】_06_滞納管理、WT4-2_「債事概要」はすべての自治体が 必須と回答し必須項目となっていたが、2/18の「03_02_滞納管理_標準仕様書（案）_債票印字項 目」では公印の項目が無くなっている。前記の項目の提示も理由もなく、時間もないためそこまでチェックで ませんでした。以下の項目にも同じようなケースがありますが、そこまで確認する時間はありませんので、 必須とされた項目は理由が無ければ認められたい。現状必ずしも必須項目とは言えないが、ハンコレス化が時 代の流れとつながるため、今後を考えれば公印は必須とすべきと思われます。 H回答 「印」の文字を印刷するというのでしょうか？ そうであれば公印を押すのにもなくともどちらでも構わない ので必須とまではなくともよいのではないかと考えます。</p> <p>A回答 提案の内容で問題ありません。 E回答 【意見】了承 F回答 2/18の資料3、【精算出力項目対比表】_06_滞納管理、WT4-2_「債事概要」はすべての自治体が 必須と回答し必須項目となっていたが、2/18の「03_02_滞納管理_標準仕様書（案）_債票印字項 目」では公印の項目が無くなっている。前記の項目の提示も理由もなく、時間もないためそこまでチェックで ませんでした。以下の項目にも同じようなケースがありますが、そこまで確認する時間はありませんので、 必須とされた項目は理由が無ければ認められたい。現状必ずしも必須項目とは言えないが、ハンコレス化が時 代の流れとつながるため、今後を考えれば公印は必須とすべきと思われます。 【回答】反映の確認を行う。</p> <p>H回答 「印」の文字を印刷するというのでしょうか？ そうであれば公印を押すのにもなくともどちらでも構わない ので必須とまではなくともよいのではないかと考えます。 【回答】公印の項目を定義し、実際に印刷するかどうかは、共通要件にて任意に選択できることとする。</p>		
6	配当計算書 (原本) * 滞納者用	印字項目への意見		差押日							要検討	●	<p>【確認】配当計算書に、「差押日」項目は必要か、いつの滞 納分が明確にするため必要という意見がある。必須/オプ ションまで検討したい。 A回答 オプションで問題ないと考えます。 B回答 項目は無いが、理由附記欄に記載している C回答 本市は必須でなくてもよい。 E回答 【意見】不要。現システムでは印字していない。必要な自治体があるならオプションでいいのではないか。 F回答 現運用の配当計算書に差押日は存在しない。運用上問題も起きていないためオプションで良いと考える。 H回答 連携して給付の差押をした場合に、配当表に記載（備考欄等）する必要があると考えます。なお交付要 求が複数あった場合も同様であると考えます。 I回答 オプションで問題ないと考えている。 J回答 当システムには記載あり。どの差押に対する配当かわかるように必須。 K回答 通常は記載せず。特定が必要な場合に補記している。 L回答 通常は記載せず。特定が必要な場合に補記している。 M回答 連携して給付の差押をした場合に、配当表に記載（備考欄等）する必要があると考えます。なお交付要 求が複数あった場合も同様であると考えます。 N回答 通常は記載せず。特定が必要な場合に補記している。 【確認】H市意見のよう、継続債権等の場合に必要となるか。それとも、どの差押財産においても必要と なるか。（J市） 【提案】現在、交付期日の延滞などを記載する想定は「備考」項目があるため、こちらで代替する。本項目 は対応しない。</p> <p>● 必要 J回答 当システムには記載あり。どの差押に対する配当かわかるように必須。 ● 不要 A回答 オプションで問題ないと考えます。 C回答 本市は必須でなくてもよい。 E回答 【意見】不要。現システムでは印字していない。必要な自治体があるならオプションでいいのではないか。 F回答 現運用の配当計算書に差押日は存在しない。運用上問題も起きていないためオプションで良いと考える。 I回答 オプションで問題ないと考えている。 ● 代替 B回答 項目は無いが、理由附記欄に記載している H回答 通常は記載せず。特定が必要な場合に補記している。 K回答 通常は記載せず。特定が必要な場合に補記している。 【確認】H市意見のよう、継続債権等の場合に必要となるか。それとも、どの差押財産においても必要と なるか。（J市） 【提案】現在、交付期日の延滞などを記載する想定は「備考」項目があるため、こちらで代替する。本項目 は対応しない。</p>	●	
12	差押書（不 動産） ※滞 納者用	印字項目への意見		調査の分かりやすい統一的な位置（例：右 下）に通知書番号を表示							要検討	●	<p>【事務局】宛先番号を全帳票に追加 【確認】宛先番号は必要か、通知書番号は必要か。 ※通知書番号は、帳票ごとに出力される番号で、該当帳 票を検索できる。 滞納者からの問い合わせの際に必要なとの意見がある が、宛先番号で個人が特定できれば、該当帳票の確認まで は不要と想定している。 -追加の場合も、オプションを想定している。 A回答 宛先番号は必要ですが、通知書番号は不要と考えます。 B回答 通知書番号は、不要 C回答 必要。問い合わせの際だけでなく、実際に出力した帳票を後で出力帳票画面との照らし合わせる際にも使 えるため。 E回答 【意見】 宛先番号があれば問題ない。 F回答 現システムにおいて通知書番号による検索機能は無いので必須とは言えないが、システムの画面展開など の仕様によってはあった方がいいかもしれない。 H回答 事務所の意見のとおり通知書番号は不要と考えます。 I回答 宛先番号は公表していない。そのため、通知書には識別のための通知書番号が記載されている。 J回答 当システムは通知書番号記載なし。通知書番号は不要。 K回答 宛先番号は公表していない。そのため、通知書には識別のための通知書番号が記載されている。 【確認】実際に出力した帳票を後で出力帳票画面との照らし合わせる際、どのような仮定か確認。 （C市） 【確認】識別のための番号が必要であれば、宛先番号が記載されることで問題ないか（I市）</p> <p>● 不要 A回答 宛先番号は必要ですが、通知書番号は不要と考えます。 B回答 通知書番号は、不要 E回答 【意見】 宛先番号があれば問題ない。 F回答 現システムにおいて通知書番号による検索機能は無いので必須とは言えないが、システムの画面展開など の仕様によってはあった方がいいかもしれない。 H回答 事務所の意見のとおり通知書番号は不要と考えます。 I回答 当システムは通知書番号記載なし。通知書番号は不要。 ● 必要 C回答 必要。問い合わせの際だけでなく、実際に出力した帳票を後で出力帳票画面との照らし合わせる際にも使 えるため。 I回答 宛先番号は公表していない。そのため、通知書には識別のための通知書番号が記載されている。 【確認】実際に出力した帳票を後で出力帳票画面との照らし合わせる際、どのような仮定か確認。 （C市） 【確認】識別のための番号が必要であれば、宛先番号が記載されることで問題ないか（I市）</p>	●	

14	差押書（不動産）※交付要求29条執行機関用	帳票への意見	差押書	差押通知書	滞納法第29条第2項の規定により差押通知書。							反映する	●	【提案】帳票名称を修正した。 A回答 例視に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 【意見】 了承	E回答 【意見】了承 A回答 例視に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい 【回答】当初方針では変更を視野に入れていたが、現方針では帳票名称は統一される方針。	
17	未納明細（不動産）	印字項目への意見		督促発送日	行政手続法第8条及び14条により、処分理由の付記をしている。処分理由に「滞納租税が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったことから…」と記載する必要はある。催告期別滞納がある場合、調査に記載できないため、明細書に発送日の表示が必要。			※以下処分帳票はすべて同じ				要検討	●	【確認】No579未納明細上、特に差押時に未納明細を出力する場合、督促発送日を出す必要性は高い。 納期限が記載されておられないと想定。 ・必要とならぬ場合、項目まで設ける必要はなく、備考に記載されれば問題ないか。 A回答 督促発送日は、必要と考えます。 B回答 左記のとおり良い C回答 ・必要性は低い ・問題ない D回答 E回答 【意見】 処分可能明細であることを確認するために督促日または督促公示日は必要ではないか。あわせて一般の未納明細書と未納明細（不動産）に督促日の欄において区別する必要はないのではないか。 F回答 現システム運用において、差押時未納明細の督促状発送日は納期限と併記している。法律上必須項目であれば必須。 H回答 督促状発送日は不要であると考えます。もし必須というのであれば、納期限の繰り上げについても判別できる必要があるのではないのでしょうか？なお、交付要求は納期限後であればよいので完全に不要です。 I回答 督促発送日は記載必須要件として認識している。 J回答 当方システムでは督促発送日記載あり。が、法令上は督促発送日までの記載は求められていないという認識。 K回答 現在記載していない。	■必要 A回答督促発送日は、必要と考えます。 E回答【意見】処分可能明細であることを確認するために督促日または督促公示日は必要ではないか。あわせて一般の未納明細書と未納明細（不動産）に督促日の欄において区別する必要はないのではないか。 F回答現システム運用において、差押時未納明細の督促状発送日は納期限と併記している。法律上必須項目であれば必須。 H回答督促状発送日は不要であると考えます。もし必須というのであれば、納期限の繰り上げについても判別できる必要があるのではないのでしょうか？なお、交付要求は納期限後であればよいので完全に不要です。 K回答現在記載していない。 【提案】督促発送日の項目は必須で追加する。なお、交付要求など、差押以外（＝督促発布日）が不要となる帳票）には追加しない。 【事務局】備考欄で対応可能かどうか、APPLICに確認する。	●
28	差押調査（債権）※権利者用	帳票への意見	差押調査	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。							反映する	●	【提案】帳票名称を修正した。 A回答 例視に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
42	差押通知書（自動車）※滞納者用	帳票への意見		差押書				ワーキングにて指摘してははす。				反映する	●	【提案】帳票名称を修正した。 A回答 例視に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
58	差押調査（無体財産）※権利者用	帳票への意見	差押調査	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。							反映する	●	【提案】帳票名称を修正した。 A回答 例視に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	

59	差押調書 (無体財産) ※第三債務者用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の規定により、差押通知書。				反映する	<ul style="list-style-type: none"> 【提案】帳票名称を修正した。 (参考) ・差押調書…①動産又は有価証券、②債権、③第三債務者等がある無体財産権(54条) ・差押書…①不動産、②船舶又は航空機、③自動車、建設機械又は小型船舶、④第三債務者等がない無体財産権等(68条①、70条①、71条①、72条①) (税務大字校「国税徴収法(基礎編)令和3年度版」P30参照) →無体財産の名称については、備考列に「第三債務者等がある場合は「差押調書」、第三債務者等がない場合は「差押書」とする。)記載する。 	<p>A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい</p> <p>B回答</p> <p>C回答</p> <p>D回答</p> <p>E回答 【意見】 了承</p> <p>F回答</p> <p>H回答 第三債務者用の欄ですが、左記の参考は無体財産の種類の名称の件でよろしいでしょうか？</p> <p>I回答</p> <p>J回答</p> <p>K回答</p>	<p>提案の通り 440</p> <p>H回答 第三債務者用の欄ですが、左記の参考は無体財産の種類の名称の件でよろしいでしょうか？ 【回答】記載のとおり、滞納者用の名称を想定。</p>
60	差押調書 (無体財産) ※第三債務者(送込)用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の規定により、差押通知書。				反映する	<ul style="list-style-type: none"> 【提案】No59,60の帳票名称を修正した 	<p>A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい</p> <p>B回答</p> <p>C回答</p> <p>D回答</p> <p>E回答 【意見】 了承</p> <p>F回答</p> <p>H回答</p> <p>I回答</p> <p>J回答</p> <p>K回答</p>	<p>提案の通り 440</p>
70	差押調書 (動産) ※滞納者用	印字項目への意見		(未読すべき項目) 滞納者 日時 住所 氏名 印			提案時には滞納者本人がいる場合も多く、差押調書(原本)をその場で交付する場合も多いため、滞納者に交付する差押調書(原本)の受領欄も、表示項目に必要と思われる。		反映する	<ul style="list-style-type: none"> 【提案】国徴法第百四十六条第三項に従い、日時、住所、氏名を必須化する。印は、削除する。 	<p>A回答 提案の内容で問題ありません。</p> <p>B回答</p> <p>C回答</p> <p>D回答</p> <p>E回答 【意見】 了承</p> <p>F回答 国税徴収法施行令第52条第1項による、立会人の署名押印が必要と規定されている。滞納者については氏名及び居所が必要と規定されている。よって、滞納者の日時押印は必要ないとと思われる。 国徴法第百四十六条第三項は、差押調書を作成・交付する場合には捜索調書の交付は不要という内容である。</p> <p>H回答</p> <p>I回答</p> <p>J回答</p> <p>K回答</p>	<p>F回答 国税徴収法施行令第52条第1項によると、立会人の署名押印が必要と規定されている。 【回答】当該事例については、R3.3.31に改正され、押印が削除されている。(R3.4.1施行) ※根拠法令：国税徴収法施行令の一部を改正する政令(政令第108号) 滞納者については氏名及び居所が必要と規定されている。よって、滞納者の日時押印は必要ないと思われる。 【回答】わかりにくい記載となったが、本意見は滞納者の欄について言及しているが、本提案では立会人の欄を想定。 国徴法第百四十六条第三項は、差押調書を作成・交付する場合には捜索調書の交付は不要という内容である。 【回答】「国徴法第百四十六条第三項」→「国税徴収法施行令第21条第2項」に訂正</p>
71	差押調書 (動産) ※権利者用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。				反映する	<ul style="list-style-type: none"> 【提案】帳票名称を修正した 	<p>A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい</p> <p>B回答</p> <p>C回答</p> <p>D回答</p> <p>E回答 【意見】 了承</p> <p>F回答</p> <p>H回答</p> <p>I回答</p> <p>J回答</p> <p>K回答</p>	<p>提案の通り 440</p>
82	差押通知書 (自動車) ※滞納者用	帳票への意見	差押通知書	差押書	国税徴収法第71条「自動車～の差押えについては、第68条第1項から第4項までの規定を準用する。」と定められており、国税徴収法第68条には「滞納者に対する差押書の送達により行う。」とある。よって、差押書。				反映する	<ul style="list-style-type: none"> 【提案】帳票名称を修正した 	<p>A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい</p> <p>B回答</p> <p>C回答</p> <p>D回答</p> <p>E回答 【意見】 了承</p> <p>F回答</p> <p>H回答</p> <p>I回答</p> <p>J回答</p> <p>K回答</p>	<p>提案の通り 440</p>

92	差押調書 (振替社債) ※振替 機関用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の2の規定により、差 押通知書。				反映する	●	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
92	差押調書 (振替社債) ※振替機関 用	帳票への意見	※振替機関用	※振替機関 (返送) 用	国税徴収法第73条の3第3項の規定により				要検討	●	【提案】他の財産と同様、振替機関からの返送用帳票を新 規に追加した 【確認】振替社債は、発行機関の返送用は必要か	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないとする。 B回答 C回答 必要。 D回答 E回答 【意見】 郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが 実装されている。 F回答 必要 H回答 I回答 振替社債差押えの実績がない J回答 取り扱い事例無く不明。 K回答	■不明 A回答事例が少ないのでオプションで問題ないとする。 I回答振替社債差押えの実績がない J回答取り扱い事例無く不明。 ■必要 C回答必要。 E回答【意見】郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが 実装されている。 F回答必要 【提案】差押調書の送達を示すものと思われるため、必須で実装する。	●
93	差押調書 (振替社債) ※発行 機関用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の2の規定により、差 押通知書。				反映する	●	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
104	参加差押調 書(不動産) ※執行 機関用	帳票への意見	参加差押調書	参加差押書	国税徴収法第86条の規定により、参加差 押書。				反映する	●	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
104	参加差押調 書(不動産) ※執行 機関用	その他	帳票名称：参加差押調書	帳票名称：参加差押(通知)書及び交 付要求書	国税徴収法86条第1項				反映する	●	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 国税徴収法86条第1項では、交付要求書に代えて参加差押書で交付要求できるかあるのか、 NO468、NO470があれば本帳票は不要なのではないでしょうか？ I回答 J回答 K回答	提案の通り 440 H回答 国税徴収法86条第1項では、交付要求書に代えて参加差押書で交付要求できるとあるので、 NO468、NO470があれば本帳票は不要なのではないでしょうか？ 【確認】本ファイルのNoと理解し、以下について、「参加差押調書(不動産) ※執行機関用」を残し、 「(82)交付要求通知書(不動産) ※執行機関用」を削除する観点で問題ないか。 1029 参加差押調書(不動産) ※執行機関用 468 参加差押調書(不動産) ※執行機関用 470 (82)交付要求通知書(不動産) ※執行機関用 【回答】その場合、交付要求通知書は、財産、振込法令問わず、基本的に項目が同一であったため、現 帳票要件No158のように、繰上以外のどの交付要求にも対応可能な帳票として実装することから、削除 は行わない想定。	●

105	参加差押通知書(不動産) ※執行機関(返送)用	帳票への意見	参加差押通知書	参加差押書	国税徴収法第86条の規定により、参加差押書。						反映する	●	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に記載しているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
105	参加差押通知書(不動産) ※執行機関(返送)用	印字項目への意見	(新規項目追加)	以下2項目を「到達事項」として実装すべき項目へ新規追加。 【項目】 ・「参加差押順位」記入箇所 ・「(それまでに受理した)参加差押機関の順位」記入箇所			当該処分に関する適正な状況把握のため				要検討	●	【確認】差押の順位について、執行機関(不動産ですと、登記所)は差押権者に告知する義務はあるか。必要性は理解できるが、告知の義務はないと想定。 A回答 事例がないのでオプションで問題など考える。 B回答 C回答 告知義務はない。 差押順位を知らない場合は、登記簿を取得すればわかる。 D回答 E回答 【意見】 差押の順位について 公売時には順位は登記簿で確認できないと分らない。 F回答 執行機関に義務はない。 国税徴収法第87条第2項によれば、対象不動産の差押を解除した行政機関等が、より先順位の参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。 H回答 義務はありません。 I回答 当市ではそういった運用はない J回答 確認項目記載の通り、不要。不動産なら登記で確認可能。 K回答 参加差押(交付要求)の順位を執行機関(法務局ではなく差押行)が記載するのは?本市で使用している「参加差押交付要求 受理の届書依頼について」で順位の届書を得ていたが、これが作成されないようなので、義務かどうかはともかく、代替として項目は必要と考えます。	■不要 A回答事例がないのでオプションで問題ないとする。 C回答告知義務はない。差押順位を知らない場合は、登記簿を取得すればわかる。 E回答【意見】差押の順位について 公売時には順位は登記簿で確認できる。販売時の交付要求通知書の到達順位は、執行機関(裁判所)が管理しているため記帳で確認できないと分らない。 F回答執行機関に義務はない。国税徴収法第87条第2項によれば、対象不動産の差押を解除した行政機関等が、より先順位の参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。 H回答義務はありません。 I回答当市ではそういった運用はない J回答確認項目記載の通り、不要。不動産なら登記で確認可能。 ■必要 K回答参加差押(交付要求)の順位を執行機関(法務局ではなく差押行)が記載するのは?本市で使用している「参加差押交付要求 受理の届書依頼について」で順位の届書を得ていたが、これが作成されないようなので、義務かどうかはともかく、代替として項目は必要と考えます。 【確認】先行する差押権者Aに対し、参加差押通知書Bが送付した際、AがBに順位を伝えるということが、(K市) 【確認】登記簿の確認で対応可能という意見があるが、不足があるというところ。(K市)	●	
160	(82)交付要求通知書(不動産) ※執行機関用	帳票への意見	交付要求通知書(不動産) ※執行機関用	交付要求書(不動産) ※執行機関用	国税徴収法第82条により交付要求書						反映する	●	【事務局】帳票名称を修正する	A回答 例規に記載しているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
161	(82)交付要求通知書 ※執行機関(返送)用	帳票への意見	交付要求通知書 ※執行機関(返送)用	交付要求書 ※執行機関(返送)用	国税徴収法第82条により交付要求書						反映する	●	【事務局】帳票名称を修正する	A回答 例規に記載しているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
167	(10)交付要求通知書	帳票への意見	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票。滞調法29条、36条に基づき交付要求を行う際には、根拠条文を変更可能とする事。	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票。滞調法29条、36条に基づき交付要求を行う際には、根拠条文を変更可能とする事。	滞調法(滞納処分と強制執行等)の手続の調整に関する法律)に準拠する必要がある為						反映する	●	・交付要求の根拠法令を削除 ・根拠法令を使い分けられるよう帳票概要に記載	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 これは滞調法10条の交付要求の帳票であることが前提であるため帳票名称に(10)がついているものと認識しています。システム上滞調法10条と29条、36条では取り扱いは異なるため同一の帳票にすることは難しいのではないのでしょうか。 I回答 J回答 K回答	H回答 これは滞調法10条の交付要求の帳票であることが前提であるため帳票名称に(10)がついているものと認識しています。システム上滞調法10条と29条、36条では取り扱いは異なるため同一の帳票にすることは難しいのではないのでしょうか。 【確認】帳票の項目が同一であるため、帳票概要上で使い分けができればよいと想定。取り扱いが異なるとは、どのような趣意か。(H市)	●

179	(交付破産) 交付要求決議書 交付要求通知決議書 (決議用)	債票への意見	-	破産管財人用と裁判所用を別々の債票に ※実装すべき機能					交付破産解除決議書は別々になっている が、本書類は別とされていないため	反映する	●	【提案】備考で、破産債権、財団債権を使い分けられるよう 記載する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では劣後も分けられている。 F回答 提案の意味が理解できません。修正後の欄と確認項目の欄が矛盾しているように見えます。また、標準仕様(案)のNO184とも矛盾している。 提出先が別なのだから別の債票にすべき。対象となる滞納税も別なので別債票にすべき。どちらかが交付要求解除になることもあり得るので同じ債票にはできない。 H回答 I回答 J回答 K回答	E回答【意見】当市では劣後も分けられている。 F回答提案の意味が理解できません。修正後の欄と確認項目の欄が矛盾しているように見えます。また、標準仕様(案)のNO184とも矛盾している。 提出先が別なのだから別の債票にすべき。対象となる滞納税も別なので別債票にすべき。どちらかが交付要求解除になることもあり得るので同じ債票にはできない。 【提案】F市指図のとおり、決議についても別々に定義することとする。	●
182	交付要求通知書(財団債権) ※破産管財人用	債票への意見	交付要求通知書(財団債権) ※破産管財人用	交付要求書(財団債権) ※破産管財人用	国税徴収法第82条により交付要求書					反映する	●	【事務局】名称を修正する	A回答 例題に載せているケースもあり、債票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
183	交付要求通知書(財団債権) ※破産管財人(返送)用	債票への意見	交付要求通知書(財団債権) ※破産管財人(返送)用	交付要求書(財団債権) ※破産管財人(返送)用	国税徴収法第82条により交付要求書					反映する	●	【事務局】名称を修正する	A回答 例題に載せているケースもあり、債票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440	
203	差押債権の取立通知書 (債権)	印字項目への意見		表示項目に「差押日」を追加。					同一の債権を異なる日付で複数回差押を行う可能性も考えられることから、差押日を記載することによってどの差押が判別しやすくなるほうがよいと思われるため。	反映する	●	【提案】同一の債権を異なる日付で複数回差押を行う可能性も考えられるため、差押日を追加する	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 取立はその時点で最も優先順位の高い差押に基づいて行われるため、特に必要は無と思われる。記載しておけば構わない。 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
203	差押債権の取立通知書 (債権)	印字項目への意見		「公印」					通知者が市長であるため、公印の押印は必須	反映する	●	【提案】公印を追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では必要と考える。 F回答 H回答 NOSO7と同じ I回答 J回答 K回答	提案の通り	

205	検索調査※ 対象者用	印字項目への意見		印字項目：占有した財産 印字項目：保管命令 の印字項目追加	国税徴収法60条の差押した動産等の保 留の規定により保管命令の記載が必要のた め			反映する	●	【確認】保管命令の項目について、検索調査にも必要が確 認。以下のパターンを想定。 ・検索調査上は記載は不要 →差押調査（動産）に保管命令の記載があるため ・検索調査上は記載が必要 →国税徴収法施行規則紙第11号様式においては、 「この書式に定める事項のほか、差押財産の保管に関する 事項を記載することその他の調整を加えることができる。」と 規定されているので、実態とすれば検索調査のみで 完結するため また、項目は、占有した財産／保管命令文でよいか	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 必須項目ではないと考える。理由は左記のとおり。 記載が必要ということであれば、項目ごとに記載する方が適切と考えられる。 D回答 E回答 【意見】 当市では必要と考える。 F回答 国税徴収法施行規則紙第11号様式には項目として記載がないため、検索調査上、項目として記載 は不要。 H回答 検索調査は基本検索結果を踏まえ手書きするの備考欄さえあればよいものと考えます。 I回答 動産を占有するケースは、差押えを執行する想定であるが、差押調査を作成した場合、検索調査は作成 の規定が適用されない。上記から検索調査作成時に動産を占有する状況が想定できない。 J回答 K回答	● ■不明 A回答提案の内容で問題ありません。 ■不要 C回答必須項目ではないと考える。理由は左記のとおり。記載が必要ということであれば、項目ごとに記載 する方が適切と考えられる。 F回答国税徴収法施行規則紙第11号様式には項目として記載がないため、検索調査上、項目として 記載は不要。 H回答検索調査は基本検索結果を踏まえ手書きするので備考欄さえあればよいものと考えます。 I回答動産を占有するケースは、差押えを執行する想定であるが、差押調査を作成した場合、検索調査 は作成の規定が適用されない。上記から検索調査作成時に動産を占有する状況が想定できない。 ■必要 E回答【意見】当市では必要と考える。 【確認】市意見の通り、検索調査申請で使用の際は、財産を占有することにはならない（財産を占有 するのであれば、差押調査でよい）ため、不要としても問題ないか（E市）
205	検索調査	印字項目への意見	「教示文」という項目になっている	教示文は「書面またはシステム上選択でき るよみ」か、「この教示文は保管命令を 行った場合に関するものです」の文書を注 記する	検索は事実行為であるから原則として教示 文は不要である。 例外的に差し押さえた自動車等の占有をす るため検索をして、占有者の同意なく保管をす る場合に不利な結果に当たるから教 示文が必要となる。（国税徴収法第71条 第5項、第60条第1項ただし書き）			保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では教示文が必要になるものがあるため、教示文を記載して使用している。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	
208	検索調査※ 占有者用	印字項目への意見	なし	教示文				保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では記載している。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	
218	取上調査	印字項目への意見	教示文が実装されていない。	教示文は実装すべき。				保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では必要と考える。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	
239	公売公告兼 見積依頼公 告	印字項目への意見	記載無し	・権利移転の時期 ・権利移転の費用 の項目追加				反映する	●	【提案】国税徴収法情報にのっとり、・権利移転の時期・権 利移転の費用を追加する A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないとする。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では記載している。 F回答 実際に権利移転の時期や費用について案内するのが当市から買受人に対してであるため、追記したほうが よい。 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	

239	公売公告兼見積価格公告	印字項目への意見	なし	追加入札の場合の入札方法、日時、場所、開札日時、最高値申込者決定の日時、売却決定の日時、代金納付期限						国税徴収法第95条に法定公告事項が列挙されている。追加項目は、法定公告事項ではないが、期間入札の際にトラブル回避及び周知のために、公告している内容。実際に期間入札で公告として使用する際には、必須の項目と考えている。	要検討	●	【確認】追加入札の場合の入札方法を記載する必要があるか。必要とする場合、記載内容は備考欄でも問題ないか。	A回答 事項が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 B回答 問題ない C回答 問題ない D回答 問題ない E回答 ただし、必要となった場合は、備考欄ではなく公示内容として記載するのが適切と考えます。 F回答 【意見】 当市では「追加入札と重複」として記載している。 G回答 現状記載はないが、公示広告兼見積価格公告の公示条件のスペースに記載ができるのであれば、トラブル回避のために記載があったほうが良い。記載される際は開かない。 H回答 I回答 当市では実施上の前例がない。 J回答 事例が無く不明。 K回答 期間入札を実施しており、追加入札について公告する必要がある（換価事務提第3章第8節75）ので、追加が必要と考えます。 【提案】トラブル回避のために必要性が高いと想定されるため、必須として項目を追加する。	■オプション A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 ■不明 J回答当市では実施した前例がない。 J回答事例が無く不明。 ■必要 B回答問題ない C回答問題ない。ただし、必要となった場合は、備考欄ではなく公示内容として記載するのが適切と考えます。 E回答【意見】当市では「追加入札と重複」として記載している。 F回答現状記載はないが、公示広告兼見積価格公告の公示条件のスペースに記載ができるのであれば、トラブル回避のために記載があったほうが良い。記載される際は開かない。 K回答期間入札を実施しており、追加入札について公告する必要がある（換価事務提第3章第8節75）ので、追加が必要と考えます。 【提案】トラブル回避のために必要性が高いと想定されるため、必須として項目を追加する。
255	最高値申込者の決定 ※滞納者用	印字項目への意見	教示文がない	教示文を追加する	不動産の最高値申込者の決定は不利益処分ではないが、不服申立て期間の特例（地方税法第19条の4第3号）が適用される						保留	●	【事務局】教示文の方針について、事務局で検討中	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 本市でも教示している。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
258	最高値申込者の決定	帳票への意見	決裁用（決裁用）の作成、最高値申込者への送付は不要	決裁用（決裁用）の作成、最高値申込者への送付は不要	国税徴収法第106条						反映する	●	【提案】昨年度WTでは、当初必須多数のため必須したが、構成員から不要/現行不使用/法律上不要という意見が上がっている。本意見と併せて、必要性がないと判断し、削除する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 【意見】 了承 F回答 削除しても構わない。 H回答 I回答 J回答 K回答 期日入札よりも期間入札を主としており、最高値申込者をつける（徴収法第106条1項）際、その場にもその者がいない場合が多いので、実務運用として最高値申込者に通知を送付しており、国税も同様と聞いています。根拠等について再度確認しているところですが、期日入札を基本としている同法の規定にないことを理由として削除することは支障が生じるので、現時点では反対します。	■削除でよい A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答削除しても構わない。 ■必要 K回答期日入札よりも期間入札を主としており、最高値申込者をつける（徴収法第106条1項）際、その場にもその者がいない場合が多いので、実務運用として最高値申込者に通知を送付しており、国税も同様と聞いています。根拠等について再度確認しているところですが、期日入札を基本としている同法の規定にないことを理由として削除することは支障が生じるので、現時点では反対します。 【提案】オプションとして、本帳票は残すこととする。
260	次順位買受申込者の決定 ※滞納者用	印字項目への意見	教示文がない	教示文を追加する	不動産の次順位買受申込者の決定は不利益処分ではないが、不服申立て期間の特例（地方税法第19条の4第3号）が適用される						保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
263	次順位買受申込者の決定 ※次順位申込者用	帳票への意見	実装すべき機能	削除	国税徴収法第106条第2項において通知すべき相手方には含まれていない。						反映する	●	【提案】昨年度WTでは、当初必須多数のため必須したが、構成員から不要/現行不使用/法律上不要という意見が上がっている。本意見と併せて、必要性がないと判断し、削除する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 削除しても構わない。 H回答 I回答 J回答 K回答 次順位買受申込者は、その場での申込みが要件なので（徴収法第104条の2第1項）削除でよいと考えます。	提案の通り

269	売却決定取消通知書 ※買受人	印字項目への意見	教示文がない	教示文を追加する	売却決定取消は不利益処分なので教示文が必要				保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
273	最高値申告書決定取消通知書※最高値申込者用	印字項目への意見	教示文がない	教示文を追加する	最高値申込者決定の取消は不利益処分なので教示文が必要				保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
284	延滞金減免決定通知書	印字項目への意見	(なし)	「減免が決定された延滞金額」欄を追加	現在の項目だけでは、実際に減免された金額がわからないと思われるため。			反映する		●	【提案】「滞納金額」→「減免金額」に修正する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 減免金額を入れるなら修正ではなく追加。延滞金減免は金額以外も入るので、滞納延滞金と減免金額が違ふことはあり得る。分かりやすさのための修正をするなら、「元の滞納金額」「減免金額」「減免後の滞納額」の項目があった方が分かりやすい。 H回答 I回答 減免前、減免後、減免金額の3種類を希望 J回答 K回答	A回答 提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答 減免金額を入れるなら修正ではなく追加。延滞金減免は金額以外も入るので、滞納延滞金と減免金額が違ふことはあり得る。分かりやすさのための修正をするなら、「元の滞納金額」「減免金額」「減免後の滞納額」の項目があった方が分かりやすい。 I回答 減免前、減免後、減免金額の3種類を希望 【提案】延滞金前後の比較をわかりやすくするため、「元の滞納金額」「減免金額」「減免後の滞納額」の項目とする
284	延滞金減免決定通知書	帳票への意見	(なし)	「延滞金減免申請書決定通知書」様式を追加	申請を草取りする際の様式をシステムから出力できることで、作成の手間が減り、管理が容易になるため。			反映する		●	【提案】様式帳票に「本帳票は、決定通知/非決定通知を兼ねる」旨記載する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
286	徴収票予申請書	印字項目への意見		納付（税）義務者 住所又は所在地 納付（税）義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能	申請者と納付（税）義務者が異なる場合が想定されるため（納付義務者が法人であり、代表者が申請者となる場合等）			要検討		●	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、何れも記載するようにする。	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 事例が無く不明。 K回答	提案の通り

286	徴収額予申請書	印字項目への意見		【未読すべき項目】 担保を提供できない理由					横票番号313「申請による換価額予申請書」では未読すべき項目なので、様式統一のため	反映する	●	【提案】「担保を提供できない理由」についても、# 1.4で記載する想定上、備考に記載	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
286	徴収額予申請書	印字項目への意見		（未読すべき項目） 担保を提供できない理由 問い合わせ先 申請者の電話番号	担保を提供できない場合の記載欄が必要 申請書の記載方法を問い合わせる際に 担当部署を容易に確認できる			他の申請書の印字項目には定義されている 申請者の電話番号については 他 №287,313,314	反映する	●	【提案】連絡先を追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
287	徴収額予期間延長申請書	印字項目への意見	(なし)	【当初の猶予期間】欄を追加		この猶予に対する延長申請がわかることにより、 記置時の確認作業がスムーズになると 思われるため。			要検討	●	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 事柄が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 事柄が無く不明。 K回答	提案の通り	
287	徴収額予期間延長申請書	印字項目への意見		納付（税）義務者 住所又は所在地 納付（税）義務者 氏名又は名称 ※未読すべき機能				申請者と納付（税）義務者が異なる場合 が想定されるため（納付義務者が法人であり、 代表者が申請者となる場合等）	反映する	●	【提案】No.283同様、申請者、滞納者が異なる可能性が あるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	A回答 事柄が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
290	徴収額予の許可通知書	印字項目への意見						教示文、猶予事由は記載必要と考える。	保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	

290	徴収猶予の許可通知書	その他	項目№.9「納付義務者」	「納税義務者」に修正				表記の修正 (No.296徴収猶予の期間延長許可通知書では正しく「納税義務者」となっている)	反映する	●	【事務局】表記を「納税義務者」にそろえる	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
290	徴収猶予の許可通知書	その他	項目№.11「滞納金額」	「猶予額」に修正				表記の修正 (No.292取消通知書、No.294不許可通知書で「猶予額」となっているので表記を揃えていただきたい)	反映する	●	【事務局】表記を「猶予金額」にそろえる	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
296	徴収猶予の期間延長許可通知書	印字項目への意見	(なし)	「当初の猶予期間」欄を追加		どの猶予に対する延長申請かわかることにより、確認が容易になると思われるため。			反映する	●	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
296	徴収猶予の期間延長許可通知書	印字項目への意見	「教示文」を掲載すべき項目へ追加	「担保 ※掲載すべき機能	国税通則法第46条の2 第4項 国税通則法施行令第15条の2 第2項 第4号、第6項第3号 上記により申請書に記載を求めている内容となるため			【提案】担保の項目について、要不要を確認 ※昨年度WTでは議論しておらず、書面照会にて、1市から「当市様式には項目なしと意見いただいたもの	反映する	●	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 B回答 C回答 ※参考 担保項目は必要と考える D回答 E回答 【意見】 了承 当市で扱っているものには記載はありませんでした。 F回答 修正の相模のとおり H回答 I回答 当市の書式には担保の項目はない。 J回答 K回答 担保を要する場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> ●不要 A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 F回答修正の根拠のとおり I回答当市の書式には担保の項目はない。 E回答【意見】了承。当市で扱っているものには記載はありませんでした。 ●必要 C回答※参考 担保項目は必要と考える K回答担保を要する場合もある。 【確認】延長申請書には担保の記載があるが、通知書にも必要ということか。担保提供の相手方に通知するため、担保の記載は必要性が高くないのではと想定するが、使途についてご教示いただきたい。(C,K市)	●	
296	徴収猶予の期間延長許可通知書	印字項目への意見			以下のような場合は許可に対する不服申し立てができる ①申請の猶予延長期間より短い期間での許可				保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中		

296	徴収監子の期間延長許可通知書	印字項目への意見		延長される対象となった監子の監予決定期間を追加していただきたい。				延長の対象となった監予を特定するため。	要検討	●	<p>【確認】もとの監予期間を記載の必要があるか確認 ※現項目の「監予期間延長期間」では、監予開始期間は当初計画から採入画きで、監予終了期日だけが更新される 想定 例：4/1～9/1 →4/1～3/31</p> <p>A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 もとの監予期間の記載は、無くてもよい（あってよい） C回答 もとの期間も記載必要あり。 D回答 E回答 【意見】 現状の運用としては当初4/1～9/30で監予しており、～3/31まで延長する場合は10/1～3/31の延長申請をもらい監予を延長する。システムの入力に4/1～9/30のものも一旦取崩し、4/1～3/31の入力処理をしている。 ※システムの仕様として4/1～9/30の監予入力があると、監予期間が終了していても新しい監予の入力ができないため。 F回答 もとの監予期間の記載は不要。 H回答 I回答 当件では新たに監予期間を定め許可通知書を発行している。 J回答 事例が無く不明。 K回答</p>	<p>●不要 A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答もとの監予期間の記載は、無くてもよい（あってよい） F回答もとの監予期間の記載は不要。 J回答事例が無く不明。 ●必要 C回答もとの期間も記載必要あり。 ●その他 I回答当件では新たに監予期間を定め許可通知書を発行している。 E回答【意見】現状の運用としては当初4/1～9/30で延長する場合は10/1～3/31の延長申請をもらい監予を延長する。システムの入力に4/1～9/30のものも一旦取崩し、4/1～3/31の入力処理をしている。 ※システムの仕様として4/1～9/30の監予入力があると、監予期間が終了していても新しい監予の入力ができないため。 【確認】延長許可通知する場合は、4/1～3/31が記載されるかどうか（E市） 【提案】もとの監予期間は、納税義務者の手元の「監予通知」から読み取れるはずなので、必要性は高くないと想定されるが、ご意見を伺いたい（C市）</p>
300	徴収監子の期間延長不許可通知書	印字項目への意見		【案装すべき項目】 申請日、問い合わせ先				複数の監予申請をしている場合に、申請日で該当の監予を特定するため	反映する	●	<p>【提案】申請日を追加する</p> <p>A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通り
303	弁明要求書	印字項目への意見		（大分類） 弁明の期限 （中分類） 日時	地方税法第15条の3第2項			法令に定められた要件ではないが、実務上必要と考えられている。 また、積票として弁明書（滞納者用）が必要。	反映する	●	<p>【提案】弁済の期限を追加する</p> <p>A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 確認事項が「弁済の期限」となっているが「弁明の期限」ではないでしょうか H回答 I回答 J回答 K回答</p>	F回答 確認事項が「弁済の期限」となっているが「弁明の期限」ではないでしょうか 【事務局】本積票はAPPLIC意見によりオプション化したため、議論の対象外。
305	職権による換価監予許可通知書	印字項目への意見						教示文は記載必要と考える。	保留	●	<p>A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	【事務局】教示文については、事務局で精査中
305	職権による換価監予許可通知書	帳票への意見		「換価監予許可通知書」となっている	「換価監予通知書」とする	職権による換価監予は許可ではない。国税も「換価の監予通知書」としている。			反映する	●	<p>【事務局】「換価監予許可通知書」→「換価監予通知書」に修正する</p> <p>A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通り

309	欄様による換価延滞予期間延長許可通知書	印字項目への意見	(なし)	「当初の猶予期間」欄を追加		どの猶予に対する延長申請かわかることにより、確認が容易になると思われるため。			反映する	●	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
309	欄様による換価延滞予期間延長許可通知書	印字項目への意見		【実装すべき項目】 大分類 納税義務者 中分類 住所、氏名					反映する	●	【提案】前送のため、納税義務者氏名・住所を追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
313	申請による換価延滞予申請書	印字項目への意見		納付（税）義務者 住所又は所在地 納付（税）義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能					反映する	●	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
314	申請による換価延滞予期間延長申請書	印字項目への意見	(なし)	「当初の猶予期間」欄を追加		どの猶予に対する延長申請かわかることにより、起案時の確認作業がスムーズになると思われるため。			反映する	●	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
314	申請による換価延滞予期間延長申請書	印字項目への意見		納付（税）義務者 住所又は所在地 納付（税）義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能					反映する	●	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

323	申請による換価抵当の期間延長許可通知書	印字項目への意見	(なし)	「当初の猶予期間」欄を追加		どの猶予に対する延長申請かわかることにより、確認が容易になると思われるため。				反映する	●	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
323	申請による換価抵当の期間延長許可通知書	印字項目への意見		納付（税）義務者 住所又は所在地 納付（税）義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能			項目漏れと思われるため			反映する	●	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 納税義務者以外が申請できるのでしょうか？また、印字するのであればシステムの機能要件に申請者の登録ができることを追加する必要があると考えます。 I回答 J回答 K回答	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 E回答【意見】了承 H回答納税義務者以外が申請できるのでしょうか？また、印字するのであればシステムの機能要件に申請者の登録ができることを追加する必要があると考えます。 【回答】法人が納税義務者の場合、法人代表者が申請/弁護士が申請 等が考えられる
323	申請による換価抵当の期間延長許可通知書	印字項目への意見		教示文 ※実装しなくても良い機能	行政不備審査法第60条第2項に規定される部分と考慮されるため（なお、行政処分が否かは、明確に定められておらず、市町によって考え方が異なると思われるが当市では行政処分と考えているため、記載している。）					保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 No916 No3002 必要と考える場合は教示文は別紙で添付か。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
323	申請による換価抵当の期間延長許可通知書	印字項目への意見		No20 教示文			他帳票との整合性			保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 No916 No3002 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
325	申請による換価抵当の期間延長取消通知書	印字項目への意見		換価抵当取消年月日 換価抵当を取り消した期間 ※実装すべき機能			帳票No319に印字項目として記載があり、当帳票においても同じく実装すべきである			反映する	●	【提案】No319同様、期間延長の取り消しの日時（取消年月日、取り消した期間）についても、同様に追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

327	申請による換価指予の期間延長不許可通知書	印字項目への意見		納付(税)義務者住所又は所在地 納付(税)義務者氏名又は名称 ※実装すべき機能				項目漏れと思われるため	反映する	●	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	A回答 事務が少ないのでオプションで問題ないとする。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
327	申請による換価指予の期間延長不許可通知書	印字項目への意見		【実装すべき項目】 申請日、問い合わせ先				複数の指予申請をしている場合に、該当の指予を特定するため	反映する	●	【提案】申請日については追加を検討	A回答 提案が少ないのでオプションで問題ないとする。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
346	競売執行決定通知書※政令9条	その他	第9 1 2条において	第9条において				誤字訂正。	反映する	●	【提案】項目が12条と同一であるため、12条と統合し、債票紙表上9条、12条の内訳が可能となるようにする	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
375	金融機関の預貯金の調査証	印字項目への意見						前住所欄は記載必要と考える。	反映する	●	【提案】照会文書全般、前住所欄を必須にする	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 金融機関から前住所を求められることがあり、照会件数が多いと対応に時間がかかるため、あった方がよい。 照会文書全般とのことなので、ここに要望を記載するが、一部金融機関への電子照会もはじまっているため、将来的には電子照会と連携できるようにしてほしい。 仕様書(案)で実装してもしなくてもいい機能になっているが、これは実装すべき機能ではないでしょうか。また、その他調査関係の債票も多く必須からオプションに変更されているが、業務上必要なものなので必須とすべき。(必須→オプションになった理由が書かれていないため判断できない) H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする ●その他 F回答金融機関から前住所を求められることがあり、照会件数が多いと対応に時間がかかるため、あった方がよい。照会文書全般とのことなので、ここに要望を記載するが、一部金融機関への電子照会もはじまっているため、将来的には電子照会と連携できるようにしてほしい。 仕様書(案)で実装してもしなくてもいい機能になっているが、これは実装すべき機能ではないでしょうか。また、その他調査関係の債票も多く必須からオプションに変更されているが、業務上必要なものなので必須とすべき。(必須→オプションになった理由が書かれていないため判断できない) 【回答】照会文書オプション化の多くは、APPLIC指標によるもの、システムユーザの使用頻度を考慮しオプションの指換を受けている。本債票に関しては、金融機関への照会調査に用いる想定だが、「徴税史員証」No385預貯金等の調査については(照会)(問い合わせ)の2点を持つことで充足すると考えられる。
390	対象者名簿	印字項目への意見		郵便番号欄の追加				ゆうちょ銀行は必ず郵便番号の記載を求めているので、手書き入力に対応しているため	要検討	●	【確認】ゆうちょ銀行用の預貯金照会を、債票で作成した方がよいか確認。※通常の預貯金照会に、郵便番号が追加される想定	A回答 ゆうちょ銀行は、すでにゆうちょが提示している様式に合わせている。 それ以外は、定めがないので記載していないため、地方税標準様式として対応していただく方がよい B回答有るとい C回答通常の預貯金照会に郵便番号が記載されているが、別でゆうちょ用債票は不要。 D回答有るとい E回答通常の預貯金照会に郵便番号が記載されているが、別でゆうちょ用債票は不要。 F回答質問の意図が不明。本市は債票で作成している。 H回答一部生命保険会社でも郵便番号は求められるので、当市では調査票に自動で打ち出されている。 I回答確かに郵便番号の記載は必須。当方システムではゆうちょ銀行用ではなく、通常の預貯金照会に郵便番号記載あり。 K回答	A回答ゆうちょ銀行は、すでにゆうちょが提示している様式に合わせている。それ以外は、定めがないので記載していないため、地方税標準様式として対応していただく方がよい B回答有るとい C回答通常の預貯金照会に郵便番号が記載されているが、別でゆうちょ用債票は不要。 E回答【意見】自治体ごとに電子化のタイミングは違いますが、債票での照会も想定されるため、債票は必要。あわせて標準様式の項目にある「氏名・名称(番号)」、フリガナ、生年月日(設立年月日)、郵便番号、住所・所在地等)は必要。 F回答一部生命保険会社でも郵便番号は求められるので、当市では調査票に自動で打ち出されている。 J回答確かに郵便番号の記載は必須。当方システムではゆうちょ銀行用ではなく、通常の預貯金照会に郵便番号記載あり。 K回答

410	担保債権類について（股东会）	印字項目への意見		添付書類 有無 添付書類 種類 ※実装すべき機能					照会に対する回答における添付書類の有無、種類等を記載できる欄が実装において必要となるため	反映する	●	【提案】契約書の添付による回答が考えられるため、備考列に記載する	A回答 事務が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 不取。契約書があれば十分。 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
410	担保債権類について（股东会）	印字項目への意見	差押財産、差押財産上にある権利	「差押」の文言を外す					差押前の調査として行うことがあるため	反映する	●	【提案】大分類の「差押」の記載を削除する。備考列に、差押財産以外を照会する場合、中分類（通常は、「差押財産については、別紙物件目録のとおり」）は自由記述にできるように追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
417	実態調査について（股东会）	印字項目への意見							前住所、課税税目、預貯金の有無、その他差押可能財産の記載が必要と考える。	反映する	●	【提案】課税税目を必須化する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
417	実態調査について（股东会）	印字項目への意見	(なし)	【処分状況（差押、執行停止等）】欄を追加		他団体の処分状況を参考に処分方針を決めることができるようになるため。			No.419実態調査について（法人）（股东会）には同様の項目があるため、共通項目としていただきたい。	反映する	●	【提案】No.419の「納税状況」を追加し、項目間・帳票間の整合をとる	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
417	実態調査について（股东会）	印字項目への意見		【実装すべき項目】 回答者 担当課、連絡先					追加調査が必要のため	反映する	●	【提案】照会文書全般、回答書においては照会先の回答者情報が記載されるよう項目追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 回答先が回答すべき項目として実装し、それが回答者に伝わるようにしてほしい。 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

417	実態調査について（照会）	印字項目への意見		マイナンバー欄	番号法別表第一の16項、別表第一主務省令第16条「～督促、滞納処分～に関する事務とする。」				個人番号利用事務のためマイナンバーの項目を追加する。	要検討	●	<p>【確認】実態調査においてマイナンバー欄を追加する要望があるが、必要性は高いか。また、仕様の用途は何か。</p> <p>A回答 ほぼ利用していないので不要と考える。 B回答 不要 C回答 他市の状況次第。現状、本市ではマイナンバー欄はない。 D回答 【意見】 実態調査についてマイナンバー利用可能事象となっている自治体によって利用していないところがあると認識している（本市は使用していない）。使用している自治体があることから必要性はあるが使用していない自治体のためにもマイナンバーのみについて権限設定（表示設定）が出来るように配慮が必要。 E回答 現状では不要 F回答 現状では不要 H回答 現状滞納整理ではマイナンバーを利用していないところが多いと認識しているため必要性は低いと認識している。用途としては照会時の住所から転居していただき本人特定が複雑になるため、本人特定を簡便にするためのものと推測します。 I回答 現時点で利用の想定をしていない。 J回答 事例が無く不明。 K回答</p>	<p>■不要 A回答 ほぼ利用していないので不要と考える。 B回答 不要 C回答 他市の状況次第。現状、本市ではマイナンバー欄はない。 E回答 【意見】実態調査についてマイナンバー利用可能事象となっている自治体によって利用していないところがあると認識している（本市は使用していない）。使用している自治体があることから必要性はあるが使用していない自治体のためにもマイナンバーのみについて権限設定（表示設定）が出来るように配慮が必要。 F回答 現状では不要 H回答 現状滞納整理ではマイナンバーを利用していないところが多いと認識しているため必要性は低いと認識している。用途としては照会時の住所から転居していただき本人特定が複雑になるため、本人特定を簡便にするためのものと推測します。 I回答 現時点で利用の想定をしていない。 J回答 事例が無く不明。 【確認】構成員から必要という意見がないため、不要とするが、問題ないか。</p>
417	実態調査について（照会）	印字項目への意見	口座振替、ダイレクト納税等の口座情報が無い	口座振替、ダイレクト納税等の口座情報を調査項目に追加する				税務機関が保有する「口座振替、ダイレクト納税等」に関する情報が滞納整理に非常に有益である		反映する	●	<p>【確認】実態調査において、口座振替、ダイレクト納税などの口座情報を回答してもらう際、どの項目で対応しているか。 ①預貯金口座（現行案でも記載） ②備考欄 ③④以外に、独立した項目あり ④記載していない</p> <p>A回答 システム上は④ 町村の運用により②も可能。 B回答 C回答 本市では財産状況の確認として口座情報を回答いただいている。（預貯金口座で対応） 納付方法としての口座情報は回答を求めている。 D回答 E回答 【意見】 ① 金融機関・支店名 当市の回答欄には上記のみ F回答 どの項目に記載するかは回答する側次第なのでわかりません。 当該口座情報を回答させる項目は設けておらず、その他（参考事項など）という項目を設けてあります。 H回答 ④ I回答 本市では実態調査にその項目はないが、回答がもらえるのであれば有用と考える。 J回答 K回答</p>	<p>A回答 システム上は④町村の運用により②も可能。 C回答 本市では財産状況の確認として口座情報を回答いただいている。（預貯金口座で対応） 納付方法としての口座情報は回答を求めている。 E回答 【意見】① 金融機関・支店名 当市の回答欄には上記のみ F回答 どの項目に記載するかは回答する側次第なのでわかりません。 当該口座情報を回答させる項目は設けておらず、その他（参考事項など）という項目を設けてあります。 H回答 ④ I回答 本市では実態調査にその項目はないが、回答がもらえるのであれば有用と考える。 J回答 K回答</p>
433	年金債権等について（照会）	印字項目への意見	介護保険金額	介護保険料				項目名の統一		反映する	●	<p>【提案】# 2 3 などに合わせて、名称を「料」に統一する</p> <p>A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通り
449	携帯電話契約について（照会）	印字項目への意見	クレジットカード情報非保持化への対応ができていない	「クレジットカード情報非保持化をしている場合の情報保持会社名」「会社連絡先電話番号等」および「対象者」に関する情報保持会社は非保持化が進行している。滞納処分に必要な調査を行うためには、情報保持会社に対して照会する必要がある。	経済産業省が推進するクレジットカード情報非保持化の推進により、携帯電話会社等で番号等および「対象者」に関する情報保持会社は非保持化が進行している。滞納処分に必要な調査を行うためには、情報保持会社に対して照会する必要がある。			「クレジットカード情報非保持化をしている場合の情報保持会社名」「会社連絡先電話番号等」「対象者」に関する情報保持会社に対して照会する必要がある		反映する	●	<p>【提案】以下を追加 「クレジットカード情報非保持化をしている場合の情報保持会社名」 「会社連絡先電話番号等」 「対象者」に関する情報保持会社に対して照会する必要がある</p> <p>A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通り
457	自動車登録の調査について（照会） （例）	その他						軽自動車の登録調査について（軽自動車検査協会等宛での照会文書など）は実装可能でしょうか。		反映する	●	<p>【確認】軽自動車の差し押さえに際し、「軽自動車の登録調査」構築の必要性は高いか。使用頻度はどの程度か。</p> <p>A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 事例なし C回答 軽協会などへ照会することがないため不明。他市の状況次第。 D回答 軽協会などへ照会することはない。 E回答 【意見】 差押前の確認用として取得している。捜索前に軽自動車所有の場合は必ず取得している。 F回答 軽自動車の差し押さえする際は、車検証で所有及び登録の確認をしているため「軽自動車の登録調査」構築は利用していない。 H回答 軽自動車を差押する場合は、住民登録者に対して行うことが多いと認識している。そのため軽自動車の情報は課税担当で所有していただく必要性は低いと認識している。 I回答 本市では使用頻度の低い調査依頼文書はワード及びエクセルなどで運用している。 J回答 K回答</p>	<p>■使用頻度低い A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 事例なし C回答 軽協会などへ照会することがないため不明。他市の状況次第。 F回答 軽自動車の差し押さえする際は、車検証で所有及び登録の確認をしているため「軽自動車の登録調査」構築は利用していない。 H回答 軽自動車を差押する場合は、住民登録者に対して行うことが多いと認識している。そのため軽自動車の情報は課税担当で所有していただく必要性は低いと認識している。 I回答 本市では使用頻度の低い調査依頼文書はワード及びエクセルなどで運用している。 J回答 K回答</p>

492	戸籍・住民票 などの交付につ いて	印字項目への意見		No.19の申請件数を実装すべき項目として いたいただきたい							必要件数を明記することで回答する自治体 にて件数を確認する手順を省略できるため、				【提案】複数出力する場合に備え、必須化	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
513	相続による納 付義務承継 通知書	印字項目への意見		教示文 ※美観しなくても良い機能	行政不服審査法第60条第2項に規定され る処分と考えるため（なお、行政処分が 否かは、明確に定められておらず、市町によ って考え方が異なると思われるが当市では行政 処分と考えているため、記載している。）											A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 お知らせ文のような取扱いのため教示文は不要と考える。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	
513	相続による納 付義務承継 決議書	帳票への意見	納税義務承継について、相続人に送付する 帳票	納税義務承継について、相続人に送付する 帳票。第二次納税義務者、連帯納税義務 者に関しても同様の帳票を出力できること。	地方税法及び民法に規定された業務である 為										【提案】第二次納税義務者、連帯納税義務者あての通知 をオプションとして復活させる	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
513	相続による納 付義務承継 通知書	印字項目への意見	記載無し	相続人及び相続分、並びに相続開始日	国税通則法第5条第2項において承継する 国税の額はその相続分により按分して計算し た額とするとしており、承継通知書には相 続人に対し、請求の根拠となる相続分や相 続開始日などを記載する必要があるため、										【提案】相続人、相続分、相続開始日について追加する	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了解 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
515	納付義務承 継変更通知 書	印字項目への意見	被相続人（住所・氏名）	被相続人（住所・氏名）を4～5人分に 追加							システムより実行ができると作成時間が減少 される。					【提案】帳票要件の備考列に、相続人は複数名記載できる ような注意書きを記載する（被相続人と記載があるが、被 相続人は一人だけと誤料）	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

518	登記事項証明書交付申請書(会社法人用)(個別調査)	印字項目への意見	「公印」問い合わせ先					登記事項証明書交付申請書(不動産用)と同様に追加していただきたい。	反映する	●	【提案】公印を追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 必須 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
518	登記事項証明書交付申請書(会社法人用)(個別調査)	印字項目への意見	確認印 ※実施しなくても良い機能					当市を管轄する法務局では求められないため、実施しなくても良い項目と考える	反映する	●	【提案】確認印を削除する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 法務局関係の帳票においては、所管の法務局により違いがあるのか？あるならば国が統一したうえで標準システムに組み込んでほしい。 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答法務局関係の帳票においては、所管の法務局により違いがあるのか？あるならば国が統一したうえで標準システムに組み込んでほしい。 【事務局】本帳票は事務局で精査中
520	登記事項証明書交付申請書(不動産用)(個別調査)	印字項目への意見	確認印 ※実施しなくても良い機能					当市を管轄する法務局では求められないため、実施しなくても良い項目と考える	反映する	●	【提案】確認印を削除する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
520	登記事項証明書交付申請書(不動産用)(個別調査)	印字項目への意見	コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿、合筆・滅失等による閉鎖登記簿・記録					遡って調査を行うことにより相視人調査を行います。なることもあるため。	反映する	●	レイアウト検討対象の想定であり、オプション項目はすべて必須として取り扱う(他の帳票についても同様)	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
557	納付誓約書	印字項目への意見	財産状況(口座情報、及び、勤務先・取引先情報)					滞納者に対し、財産の開示を求めることで確実な誓約履行につながるため。	反映する	●	【提案】財産状況(口座情報、及び、勤務先・取引先情報)について、オプション項目として定義する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

558	納付計画書	印字項目への意見		納付書枚数 ※実装してもなくても良い機能		分割納付書は月毎に納付所の枚数が異なる場合があり、使用する納付書の枚数がわかる方が過誤納を防げると考えるため				反映する	●	【提案】納付書枚数をオプションで定義する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市ではまとめ納付書（12明細）を使用。 12明細以上又は30万円を超える場合は分かれて出力される。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。 E回答【意見】当市ではまとめ納付書（12明細）を使用。12明細以上又は30万円を超える場合は分かれて出力される。 【提案】分割納付で合算納付書を使用できるよう、機能要件上記載する。
558	納付計画書	印字項目への意見		納付予定残額 ※実装してもなくても良い機能		納税計画の見通しがわかることにより、納税者の納税意識の向上につながるため				反映する	●	【提案】納付予定残額をオプションで定義する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
558	納付計画書	その他	分納の納付方法が口座振替だった場合の口座手振替依頼書の出力がない	分納の納付方法が口座振替だった場合に口座手振替依頼書の出力ができる。		毎月の手振替依頼書は、収納管理システムでは収納管理システムから発行している。手振替依頼書の発行については納付組込を受け取る徴収職員が行ったほうが効率的であるため。				反映する	●	【提案】分納用の口座振替依頼書を、オプションで追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 ※参考 本市では分納納付は納付書払いのみ D回答 E回答 【意見】 了承 当市では現在は口座分納は行っていない。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
558	納付計画書	印字項目への意見		振替金融機関、口座を追加		口座振替での分納を選択したときは、納税者の口座管理上、振替口座を明記すべきであるため。				要検討	●	【提案】オプション項目として、振替金融機関、口座情報を追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 当市では現在は口座分納は行っていない。 F回答 口座振替の分納は行っていない。 オプションが妥当。 H回答 I回答 J回答 事務が無く不明。 K回答	提案の通り
563	催告書（差押え書及有）	帳票への意見	用紙…汎用紙	用紙…専用紙（圧着ハガキ）		発送処理業務時間の削減のため（現在1回あたりの催告書発送件数が約3,500件。圧着ハガキタイプの連続帳票で出力のため、圧着作業は1人×1時間。汎用紙となると封筒に封入する作業が必要となるため5人×8時間必要となる）				反映する	●	【提案】各種催告書について、圧着はがきで作成できるよう追加する。	A回答 圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着モードしてもらいたい。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 当市では現在催告書作成業務は委託している。 F回答 圧着の使用は自治体次第のためオプションが妥当 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着モードしてもらいたい。 E回答【意見】了承。当市では現在催告書作成業務は委託している。 F回答圧着の使用は自治体次第のためオプションが妥当 【回答】圧着はオプションで追加する想定

564	分納不履行通知書	帳票への意見	④滞納明確	分納不履行催告に際し、滞納額全額よりも、「分納計画全体」及び「不履行になった対象月とその金額」を優先して表記できることを希望する。		約束不履行事項が明確に把握可能となるため。				【提案】帳票概要に、「分納不履行通知書に記載される滞納明細の期別は、任意の分納計画の期別が掲載されること」を追加する	A回答 不履行がわかればよいので、明確まで記載することはオプションでよいと考え。 B回答 不要、滞納全ても載せればよい。 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 当市では現在納付確認が取れない場合に翌月に不履行催告を送付する対応をしている。内容としては分納計画の掲載ではなく「〇月〇日分の〇〇円が〇月〇日現在納付確認ができません」のような記載のみ。 【確認】上記の文庫は、都度手打ちで入力するのか、自動でシステム印字されるのか確認したい。（E市） 【提案】手打ちで問題ないのであれば、A、F市意見も加味し、帳票概要の追加は見送り、手打ちで対応いただく。自動印字される場合は、機能要件でオプションで追加する。		
567	差押不動産の公表について（予告）	印字項目への意見	記載無し	公表予定財産の表示内容を追加						【提案】公表予定の財産を追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 どちらでも構わない。複数の不動産を所有している場合に、必要とあらば別途記載ができればよい。 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
575	不納欠損対象集計表	帳票への意見		欠損日（予定日）を指定し、不納欠損予定と不納欠損済みの両方の集計ができるようにする。		不納欠損処理の前後のチェック作業を行えるようにして、誤った処理を防ぐため。				【事務局】「不納欠損対象集計表」→「不納欠損対象リスト」に修正 【提案】予定と欠損後の比較ができるよう、帳票概要に記載する	A回答 EUCで代替可の問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
575	不納欠損対象集計表	帳票への意見	不納欠損者のリスト	不納欠損者のリスト 本税を不納欠損した者、延滞金を不納欠損した者、本税と延滞金を不納欠損した者の3種類のリスト。リストの表示項目は、義務番号、期番号、住所、不納欠損した額。また、当該年度中に不納欠損した者（不納欠損金算で「着」で台簿と、各調定年度ごと（例：同一人で平成31年度分と平成30年度分を2回リストに出る）の不納欠損した者が別々のリストで確認できること。 その他、集計表の元となるデータをCSV等でダウンロードできること及び、不納欠損の対象となる年月を任意に設定できること。 ※他の帳票で下記の記事リストが確認できない場合は本帳票で確認できること。 (1)不納欠損した税目ごとに、不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額が確認できるリスト (2)不納欠損した課税の調定年度ごとに、不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額が確認できるリスト (3)不納欠損した理由ごとに、不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額が確認できるリスト (4)不納欠損した各税目ごとに、不納欠損した理由→不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額を一覧化した集計表 不納欠損した「着」で名寄せした集計表と、不納欠損した課税1件ごとに集計した集計表が必要。また、各税目、各調定年度ごとに不納欠損した理由、不納欠損額、不納欠損件数が確認できる集計表が必要。 その他、集計表の元となるデータをCSV等でダウンロードできること及び、不納欠損の対象となる年月を任意に設定できること。		当市では延滞金を調定化しているため、集計表の元となるデータ抽出できないければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。また、不納欠損対象年月日を任意に設定できない場合は、事前走行等の確認ができない。 調定年度ごとの税目別の不納欠損額及び不納欠損を行った人数のほか、不納欠損額が一律高額であった者の不納欠損額及び職業を根拠定期調査時に報告することをとめられるため必要。	集計表の元となるデータ抽出できないければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。また、不納欠損対象年月日を任意に設定できない場合は、事前走行等の確認ができない。			【提案】延滞金についての不納欠損機能を持たせため、機能要件2.1.2.1を、以下とおり修正する。 「 本税/延滞金の有無 、法令、税目、時効完了日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処置ができること。」 ★機能要件 【提案】帳票概要で、リストの表示項目は、義務番号、期番号、住所、不納欠損した税目、個人情報、欠損情報が記載されるよう修正	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 この項目や不納欠損に関する話ではないが、仕様に係る集計ができないのではなく、EUCや元データのCSV化等により任意の集計ができることが望ましいと考える。 自治体により集計の項目は様々であり、集計表を定義してすべてを網羅するのは現実的ではないので、不納欠損や執行停止については、ある程度意見を組んだリストをつくらうえて、他の様々な抽出に対応できるようにEUCの機能を充実させてほしい。 そのうえで本市としてこの機能に要望するならば、不納欠損した課税の税目・調定年度ごとに対象人数と対象期別件数が表示されるようにしてほしい。さらに、欲を言えば、住民税は市民税と国民健康保険税を併せて、固定資産税は、都市計画税と併せて、国民健康保険税は科目毎に併せて表示できるように機能または帳票が欲しい。 ★一覧表関係はすべてEUCで対応可能にした方がよい	F回答 この項目や不納欠損に関する話ではないが、仕様に係る集計ができないのではなく、EUCや元データのCSV化等により任意の集計ができることが望ましいと考える。 自治体により集計の項目は様々であり、集計表を定義してすべてを網羅するのは現実的ではないので、不納欠損や執行停止については、ある程度意見を組んだリストをつくらうえて、他の様々な抽出に対応できるようにEUCの機能を充実させてほしい。 そのうえで本市としてこの機能に要望するならば、不納欠損した課税の税目・調定年度ごとに対象人数と対象期別件数が表示されるようにしてほしい。さらに、欲を言えば、住民税は市民税と国民健康保険税を併せて、固定資産税は、都市計画税と併せて、国民健康保険税は科目毎に併せて表示できるように機能または帳票が欲しい。 ★一覧表関係はすべてEUCで対応可能にした方がよい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱いと併せて協議中であることから、回答保留とする。	
576	不納欠損集計表	帳票への意見	不納欠損区分の対象者、法令、税目、欠損金額を一覧化した集計表	不納欠損区分の対象者、法令、税目、欠損金額を一覧化した集計表を本税分と延滞金分の2種類 不納欠損した「着」で名寄せした集計表と、不納欠損した課税1件ごとに集計した集計表が必要。また、各税目、各調定年度ごとに不納欠損した理由、不納欠損額、不納欠損件数が確認できる集計表が必要。 その他、集計表の元となるデータをCSV等でダウンロードできること及び、不納欠損の対象となる年月を任意に設定できること。		調定年度ごとの税目ごとの集計は決算内訳の確認が必要。また、当市では延滞金を調定化しているため、本税と延滞金の出力項目とを任意に設定できない場合は、事前走行等の確認ができない。	集計表の元となるデータ抽出できないければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。また、不納欠損対象年月日を任意に設定できない場合は、事前走行等の確認ができない。			【提案】主要な項目として、帳票概要に、事由、金額、件数といった、欠損情報が記載されるよう追加する 【提案】⇒2.1.2.2.に、不納欠損の集計表を作成できるように追加する。 ★機能要件	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 不納欠損集計表については欠損理由（単独時効、停止中時効到来、停止3年経過、即決）のほか停止理由別（地方税法第157の7要件別（停止する財産なし、生活を窮乏、その他））を合わせて集計している。不納欠損だけで10以上の統計資料を作成しているためあらゆる統計に対応できるように統計元をデータで抽出できるようにしたい。	A回答 提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】不納欠損集計表については欠損理由（単独時効、停止中時効到来、停止3年経過、即決）のほか停止理由別（地方税法第157の7要件別（停止する財産なし、生活を窮乏、その他））を合わせて集計している。不納欠損だけで10以上の統計資料を作成しているためあらゆる統計に対応できるように統計元をデータで抽出できるようにしたい。	

579	未納明細	印字項目への意見	...	督促状発布日の追加					督促状発布から10日経過後の滞納処分開始と時効の計算根拠が明示されない。滞納整理機構移管時に必ず必要となる項目であることから表示が必要である。		要検討	●	【確認】滞納整理機構などに移管する際、明細上に督促状の発布日が求められるか確認。求められる場合は、機能2.1.9.1に「移管分について、連携データ上で督促状発布済の事実が把握できること」を追加する。 ★機能要件	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 E回答 【意見】 必須 F回答 滞納整理機構へ移管の際には対象期別の督促状発布日が求められるため、督促状発布日が記載された滞納明細を添付している。 H回答 明細上に督促状発布日は求められない。ただし、移管先のシステムに登録するためデータ上で督促状発布済の日又は線上した納期限の情報を求める。（移管条件が滞納処分できることであるため） I回答 都に移管する際は求められない。 J回答 機構移管時に督促状発布日は求められない。 確認項目記載の内容で対応可能と思われる。 K回答	■不要 A回答提案の内容で問題ありません。 B回答無くてよい C回答本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 I回答都に移管する際は求められていない。 ■必須 E回答【意見】必須 F回答滞納整理機構へ移管の際には対象期別の督促状発布日が求められるため、督促状発布日が記載された滞納明細を添付している。 H回答明細上に督促状発布日は求められない。ただし、移管先のシステムに登録するためデータ上で督促状発布済の日又は線上した納期限の情報を求める。（移管条件が滞納処分できることであるため） J回答機構移管時に督促状発布日は求められない。確認項目記載の内容で対応可能と思われる。 【提案】連携データ上で確認できれば、明細上出力する必要はないと思われるため、機能2.1.9.1に「移管分について、連携データ上で督促状発布済の事実が把握できること」を追加する。
583	時効完成一覧表	帳票への意見	時効完成者のリスト	時効完成者のリスト(本税のみ、延滞金のみ、本税+延滞金の3種類を時効完成者で名寄せしたリスト) 表示項目として、義務者名、宛名番号、時効完成金額、時効完成した税目が必要。 ※他の帳票で下記の集計リストが確認できない場合は本帳票で確認できること。 (1)時効完成した税目ごとに、時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるリスト (2)時効完成した課税の調定年度ごとに、時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるリスト (3)時効完成した理由ごとに、時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるリスト (4)時効完成した各税目ごとに、時効完成した理由→時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるリスト	各税目、各調定年度ごとに時効完成した理由、時効完成額、時効完成件数が確認できる集計表については、地方自治法第23条第2項「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ」に規定する決算監査資料で提出を要求されるものであるため必要。	集計表の元になるデータを抽出できなければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため、	反映する	●	【提案】帳票概要に、主たる項目として個人情報、時効情報を記載するよう追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 E回答 【意見】 必須 F回答 滞納整理機構へ移管の際には対象期別の督促状発布日が求められるため、督促状発布日が記載された滞納明細を添付している。 H回答 明細上に督促状発布日は求められない。ただし、移管先のシステムに登録するためデータ上で督促状発布済の日又は線上した納期限の情報を求める。（移管条件が滞納処分できることであるため） I回答 都に移管する際は求められない。 J回答 機構移管時に督促状発布日は求められない。 確認項目記載の内容で対応可能と思われる。 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。				
584	執行停止集計表	帳票への意見	執行停止の件数	集計表は本税、延滞金別で件数での集計表と者での集計表が出力されること。集計表は各月末、各年度末等の任意の期間で集計した表を出力できること。 執行停止の件数(各税目の各調定1件ごとの件数)、執行停止した税目、執行停止した義務者名、執行停止した課税の宛名番号、執行停止の理由、時効完成日、本税、延滞金それぞれ確認できるデータの出力ができること。 ※他の帳票で下記の集計リストが確認できない場合は本帳票で確認できること。 (1)執行停止した税目ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止額が確認できるリスト (2)執行停止した課税の調定年度ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止額が確認できるリスト (3)執行停止した理由ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止額が確認できるリスト (4)執行停止した各税目ごとに、執行停止した理由→執行停止した者で名寄せして合計執行停止額が確認できるリスト	年度末時点での集計は決算内容の確認が必要。また、当市では延滞金を測定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表及び元データが必要。	集計表の元になるデータを抽出できなければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため、	反映する	●	【提案】機能要件2.10.1.1に「件数、義務者などの単位で、一集表を出力できること」「一覧表は任意の期間を指定して出力できること」を追加する ★機能要件 【提案】帳票概要に、主たる項目として個人情報、執行停止・時効完成等の執行停止情報の項目が記載されるよう、帳票概要に追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 E回答 【意見】 了承 F回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。				
590	滞納一覧表	帳票への意見	滞納者ごとの滞納額の詳細を、税目、期別、年度ごとに一覧化したリスト	滞納者ごとの滞納額の詳細を、税目、期別、年度ごとに一覧化したリスト(本税のみ、延滞金のみ、本税+延滞金の3種類) ※他の帳票にて、滞納者の全滞納額がわかるリストがなければ、本帳票にて滞納者ごとの全滞納額がわかるリストも必要。滞納額が滞納額と同一の意味であるならば、滞納番号586にて滞納全体の滞納額がわかるため、市税滞納額合計は不要。	滞納者ごとの全滞納額が必要な理由については、地方自治法第23条第2項「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ」に規定する決算監査資料にて高額滞納者の報告(滞納者名、滞納者の全滞納額等)を求められるため、当市では延滞金を測定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。	市税の高額滞納者名及び滞納者の全滞納額、滞納年度等については、異税定期調査時に報告することをもとめられるため必要。	反映する	●	【提案】帳票概要に、主たる項目として滞納額合計が記載されるよう追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 E回答 【意見】 了承 F回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。				
596	滞納者一覧表	帳票への意見	担当課職員オンライン作業にて抽出でき、紙およびデータにて管理できること。なお、抽出の際には、税目や年度等の指定も可能であること。	担当課職員オンライン作業にて抽出でき、紙およびデータにて管理できること。なお、抽出の際には、税目や年度等の指定も可能であること。	滞納者情報の把握を迅速に行うため		反映する	●	【提案】税目や年度の範囲を指定して抽出できるよう、帳票概要に追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 E回答 【意見】 了承 F回答 590と何が違うかわからないが、票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答590と何が違うかわからないが、票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。				

596	滞納者一覧表	帳票への意見	滞納者を抽出し、滞納金額合計などを一覧化したリスト	滞納者を抽出し、滞納金額合計などを一覧化したリスト(本税のみ、延滞金のみ、本税+延滞金の3種類)				当市では延滞金を測定しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。			【提案】税額が記載される帳票については、本税、延滞金いづれも出力されるよう、機能要件側に記載する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 延滞金は確定延滞金か F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 延滞金は確定延滞金か 【事務局】確定延滞金と未確定延滞金を測定している。 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。		
618	執行停止一覧表	帳票への意見	執行停止中の対象者のリスト	執行停止中の対象者のリスト(本税、延滞金別)、帳票の出力は任意のメニューで行うことができ、通常は月別に前月までの執行停止入力分についての年度中集積が一覧表となつて出力されること(4-5月は2年度出力)。 リストの元データECSV等で出力できること。 出力項目として、税目、測定年度、課税年度、執行停止理由、時効完成日、執行停止完成日、測定額、執行停止対象額等が必要。			当市では延滞金を測定しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。	集計表の元になるデータを抽出できなければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。		反映する	●	【提案】詳細な項目は定義せず、測定情報、執行停止情報に記載するよう帳票概要に記載	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするが望ましい H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 同内容をEUCで抽出可能にするが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。	
619	欠損対象一覧表	帳票への意見	不納欠損の対象者/除外者の対象者リスト	不納欠損の対象者/除外者の対象者リスト(本税、延滞金別)、帳票の出力は任意のメニューで行うことができ、通常は月別に前月までの不納欠損入力分についての年度中集積が一覧表となつて出力されること(4-5月は2年度出力)。 リストの元データECSV等で出力できること。 出力項目として、税目、測定年度、課税年度、執行停止理由、不納欠損理由、時効完成日、執行停止完成日、測定額、不納欠損対象額等が必要。			当市では延滞金を測定しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。	集計表の元になるデータを抽出できなければ、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。		反映する	●	【提案】詳細な項目は定義せず、測定情報、欠損情報等、に記載	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするが望ましい H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 同内容をEUCで抽出可能にするが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。	
218,219	取上調査	帳票への意見	取上調査が「滞納者用」と「権利者用」に分かれている	取上調査は「債権証書の占有者用」にする書類なので1つにする(国税徴収法65条)	取上調査は債権の証書を占有する者から債権証書を取り上げた際に、その者に交付する書類なので1つにする(国税徴収法65条)			【確認】取上調査は債権の証書を占有する者から債権証書を取り上げた際に、その者に交付する書類なので、滞納者/権利者用の区分をなし、まとめても問題ないか	要検討	●	【確認】取上調査は債権の証書を占有する者から債権証書を取り上げた際に、その者に交付する書類なので、滞納者/権利者用の区分をなし、まとめても問題ないか	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 B回答 C回答 問題ないと思われるが、他市の状況次第。 (区分をなくなくても、必要なければ出力しなければいいので、両方残しておいてもいいのでは) D回答 E回答 【意見】 問題ない F回答 滞納者と取上げができる証書の占有者は原則一致する為問題はない。ただ、一致しない場合もある為、滞納者用は滞納者用で帳票作成が可能であるほうが良い。 H回答 問題ない I回答 当市ではシステムを介して当該事務をおこなっていない。 J回答 事例が無く不明。 K回答	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考えます。 C回答問題ないと思われるが、他市の状況次第。 (区分をなくなくても、必要なければ出力しなければいいので、両方残しておいてもいいのでは) E回答滞納者と取上げができる証書の占有者は原則一致する為問題はない。ただ、一致しない場合もある為、滞納者用は滞納者用で帳票作成が可能であるほうが良い。 H回答問題ない I回答当市ではシステムを介して当該事務をおこなっていない。 J回答事例が無く不明。 【確認】一致しない場合でも、交付する相手は「占有者」といえるため、区分が必要ないと考えますが、認問に留意があればご教示ください。(F市) 【提案】問題なければ、従来の通り、占有者用として統一する。	●	
296,317	徴収滞り期間延長許可通知書等	印字項目への意見	教示文がない	教示文を「実装してもしなくても良い項目」として追加し、備考欄に「申請通りしない場合の教示止記載する」	290. 徴収滞りの許可通知書等で教示文を付ける理由が「滞りを許可する期間が申請より短い場合等、不利益部分を含む」とあるとしたら、これらの延長通知にも教示文が必要である。 実装してもしなくても良い項目として、誤用防止のため備考に明記して記載すべき。				保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 必要であれば別紙で対応 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中			

562,563	催告書	帳票への意見	汎用紙	「催告書（汎用紙）」のみ 「納付書（専用紙/マルチペイメント統一様式）」+「催告書（汎用紙）」 「催告書兼納付書（専用紙/マルチペイメント統一様式）」 上記3パターンで選択でき、一括催告及び個別催告両様に対応可能として実装されること（本件は機能要件でも回答済み）。							（まず）汎用紙上の記載がありますが、この場合納付書に関する帳票は出力されないのではありませんか。「催告書」としての形態が明確ではないため左記のような意見提出をしております。） 一括催告で大量の催告を作成する場合の作業効率のため。				【事務局】APPLIC確認 現状 ・催告書（汎用紙） 要望（オプション） ・催告書を、圧着はがきで作成できるようにする ・催告書を、圧着はがき（納付機能あり）で作成できるか、APPLIC確認 ※圧着はがき（納付機能付き）は、合算納付書を想定	A回答 圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着様式してもらいたい。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答 圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着様式してもらいたい。 【事務局】APPLICから、以下の懸念の回答あり、以下の対応とする。 >・督促状をマルチペイ納付書の様式で送付するケースはあるか、ある場合、督促状に記載されるべき文章は、どこに記載されるのか。 →督促状をマルチペイ納付書で追加することは可能。全国意見照会で要望があるため、レアウト検討の追加をAPPLICに打診する。 >・圧着はがき型の納付書において、ペイジー対応は可能か。 →圧着はがきでペイジーの用紙サイズ要件を満たすのが困難であるため、対応しない。 >・催告書を圧着はがき（納付機能なし）で送付するケースはあるか。 →催告書を圧着はがき（納付機能なし）を帳票要件にオプションで作成 >・催告書を圧着はがき（納付機能あり）で送付するケースはあるか。 →実装不要とする趣旨が不明のため、対応しない。 【提案】自治体が文章を自由に作成できる催告書についても、帳票をオプションで追加する。	
218219220	取上調書	印字項目への意見	①立会人項目 ②滞納催告受領書名	①立会人項目は2人分必要なため 2人分の項目に変更。 ②取上調書（請求）（催告書を受けた者あり）を受領しました。」に修正	③国税徴収法144条 立会人は2人のため ④国税徴収法施行令第28条第2項（請求 納書その他の処分を受けた者）とあるため										【提案】 ・国税徴収法144条で、立会人2名以上と記載があるため、追加を検討 ・受領者は立会人次第で変わるため、「取上調書の受領者名」に修正	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【回答】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
#####	猶予延長取消の決議書と通知書全般	印字項目への意見	「記載された額の計算日にかかる注意書き」がない	「記載された額の計算日にかかる注意書き」を実装してもしなくても良い項目に追加する	猶予取消通知申にある項目「記載された額の計算日にかかる注意書き」は、地方税法第15条の9第1項ただし書きが「取消しの原因となるべき事実が生じた」日を延滞金割合を算する基準日とすることから脱却されたものと思料する。これは延長の場合も同様である。										【提案】取り消しの起因となるべき延滞金の計算日について追加を検討する	A回答 取り消した原因がわかれば、計算日は不要と考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【回答】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 事例が無く不明。 K回答 具体的な記載内容がイメージしにくいので、ご教示いただきたい。	A回答 取り消した原因がわかれば、計算日は不要と考える。 E回答【回答】了承 I回答事例が無く不明。 K回答具体的な記載内容がイメージしにくいので、ご教示いただきたい。	
#####	猶予関係の許可通知全般	印字項目への意見	教示文の取り扱いが不明確 実装してもしなくても良い項目になっている場合があるが、整合性がない	申請に対する許可通知では、原則教示文が不要である。 単純に実装してもしなくても良い項目とする 間違ったが生じるので、備考欄に「一部申請通りでない場合に教示文を出力できる機能」と記載する	申請に対する応答で、申請通りの許可をす る際は教示文が不要である。 徴収猶予、申請による換借猶予においては、一部申請通りでない場合のみ教示文が必要となる。											A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 修正後について了承 F回答 教示文の記載・不記載の場合分けが手間になるので、一括して記載してほしい。 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中	
#####	参加差押通知書	その他	帳票名称：参加差押通知書	帳票名称：参加差押書	国税徴収法86条第1項											【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に記載しているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440

【新規】562,563関係	催告書	帳票への意見	記載なし	収納管理「その他意見」でも言及済みですが、一斉催告を行う場合、「督促状引取リスト（帳票№93）」のように一斉催告者引き抜きリストも実装すべき帳票として存在すること。	行き違いの誤発送防止のため。		引き抜きリストがない場合、一括催告時の確認作業が膨大になるため。		反映する	●	【提案】No562, 563における、一斉催告の引き抜きリストを追加する（EUC代替可）	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 必須 あってもなくてもよい。 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答提案の内容で問題ありません。 F回答【意見】必須 F回答あってもなくてもよい。 【事務局】現在、EJC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱い併せて協議中であることから、回答保留とする。
【新規】583関係（欠損）	時効予定者一覧表	その他	記載なし	実装すべき帳票として新規追加希望（期前指定で時効欠損予定一覧が確認できること）			案件に対する優先順位の重要な検討材料の一つとして、時効欠損予定の把握が必要のため。		反映する	●	【提案】No583備考列に、期前指定で時効予定者についても含めて抽出できるような記載を追加する	A回答 EUCで代替可で問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
012～	差押、交付要求関連書類全般	印字項目への意見		いづれの帳票においても滞納処分費を実装すべき項目としていただきたい。			現時点で当該では滞納処分費の徴収をしていないものの、徴収している自治体もあるために標準仕様として追加するべきと思われるため。		反映する	●	【事務局】基本的にどの帳票においても、滞納処分費を必須化する。 ※使用しない団体は0円、アスタリスク等で対応。レイアウト検討において項目を入れざるを得ないため、必須化する運びとなった。	A回答 使用していない団体では、表示していることで問い合わせがあることが予想される。 あまでも任意項目とすべきと考える。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	A回答 使用していない団体では、表示していることで問い合わせがあることが予想される。あまでも任意項目とすべきと考える。 【回答】問い合わせがあることは理解できるが、任意項目としての整理が困難であるため、一旦必須とする。
13他44件	差押通知書（不動産）※権利者用他44件	印字項目への意見	(なし)	「教示文」を「実装すべき項目」に追加			現状権利者等に対しても教示文を添付している。要旨再確認の上、検討いただきたい。	<対象帳票№> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60,71,72,83,92,93,103,104,105,117,118,119,120,121,133,134,135,146,147,148,159,160,161,168,169,170,208,219,246,255,256,260,261,269,273	保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
13他44件	差押通知書（不動産）※権利者用他44件	印字項目への意見	(なし)	「教示文」を「実装すべき項目」に追加			現状権利者等に対しても教示文を添付している。要旨再確認の上、検討いただきたい。	<対象帳票№> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60,71,72,83,92,93,103,104,105,117,118,119,120,121,133,134,135,146,147,148,159,160,161,168,169,170,208,219,246,255,256,260,261,269,273	保留	●		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中

13 他44件	差押通知書 (不動産) ※権利者用 他44件	印字項目への意見	(なし)	「教示文」を「実装すべき項目」に追加			現状権利者等に対しても教示文を添付している。要旨再確認の上、検討いただきたい。		<対象帳票No.> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60,71,72,83,92,93,103,104,105,117,118,119,120,121,133,134,135,146,147,148,159,160,161,168,169,170,208,219,246,255,256,260,261,269,273	保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
192 193 196 197	交付要求解除通知書(財団債権)	印字項目への意見	No.14 交付要求に係る財産又は事件名	-					帳票No.181~187での項目No.17では「交付要求に係る事件名」と記載されており、整合性を取っていない。	反映する	●	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
23.41	差押書(不動産)※交付要求36条執行機関用	帳票への意見	帳票名称：差押書(不動産)※交付要求36条執行機関用	帳票名称：差押(通知)書及び交付要求書※交付要求36条執行機関用	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令21条					反映する	●	A回答 帳票に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440
296 323	徴収滞子の期間延長許可通知書 申請による換償滞子の期間延長許可通知書	印字項目への意見	一部許可の場合の本文 処分理由 教示文	申請書の内容と異なる答弁をする場合は、申請の一部を拒否する処分となるため理由の提示を要す(行政手続法第8条第1項)。また、教示文の実装も必要(行政不服審査法第82条第1項、行政事件訴訟法第46条第1項・第2項)						保留	●	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
391.393.395	生命保険契約について	印字項目への意見	記載なし	項目として「性別」を追加希望			「かんぽ生命」は調査項目に性別が必須のため			反映する	●	A回答 地方税標準様式として対応していただいた方がよい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

534 536 540	(差押解除)登記原因証明情報(不動産) (参加差押解除)登記原因証明情報(不動産) 登記原因証明情報(債権担保設定解除)	印字項目への意見	当事者-権利者,義務者住所,義務者氏名	当事者-権利者住所,権利者氏名,義務者				差押・参加差押解除・抵当権削除の場合、権利者は差納者、義務者は自治体となるため	反映する	●	【提案】差押・参加差押解除・抵当権削除の場合、権利者は差納者、義務者は自治体となり、それらを記載した方がよいため、修正する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現行それぞれ記載している。	提案の通り
6,7	配当計算書(原本)※ 添納者用	印字項目への意見	(大分類) 換借代金等の交付 (中分類) 期日、場所	(大分類) 換借代金等の交付 (中分類) 期日、時間、場所	国税徴収法第131条 国税徴収法施行令第49条第1項第5号 配当計算書の記載事項として「換借代金等 の交付の日時」と定められているため				要検討	●	【提案】備考に、「-日時、時間も記載される想定」と追記する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
97, 98, 99	差押解除調書(振替社債)	その他	帳票名称：差押解除調書	帳票名称：差押解除通知書	国税徴収法80条				反映する	●	【提案】帳票名称を修正する	A回答 参照に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り 440
追加	徴収猶予にかかる差押解除申請書	帳票への意見			十五条の二の三 第2項				反映する	●	【提案】「徴収猶予にかかる差押解除申請書」をオプション追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
追加	申請による換借の猶予申請書の補正要求通知書	帳票への意見			十五条の二 第6項				反映する	●	【提案】「申請による換借の猶予申請等の補正要求通知書」をオプション追加	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り

振数の帳票番号	送達一覧、未納明細、財産目録、対象者名簿	帳票への意見	送達一覧 未納明細 財産目録 対象者名簿	送達一覧(用途) 未納明細(用途) 財産目録(用途) 対象者名簿(用途)					送達一覧、未納明細、財産目録、対象者名簿は同じ帳票名称の記載が多数存在します。該当帳票の前後を確認することで用途の判断は可能ですが、帳票名称自体に用途を明記することで判別が容易にできるのでは無いですでしょうか。	反映する	●	【事務局】APPLICの意見と同一反映	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り
車両を特定する必要のある帳票全般	印字項目への意見	帳票への意見	車両(標識)番号	車両(標識)番号を表記しないと車両の特定が困難である。	車両(標識)番号を表記しないと車両の特定が困難である。				要検討	●	【確認】車両番号をもって特定すべき帳票は、以下を想定。 要不要についてご意見を伺いたい。 ・No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)」…必要 ・No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)」…必要 ・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」…必要 ・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」…必要 ・滞納処分帳票全般 →財産欄に記載される想定であり、項目は不要か A回答 自動車登録の調査はあった方がいいが、必須ではなくても問題ないと考えます。 区分を実施する場合は、財産欄に記載されるため不要と考えます。 B回答 No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)」…必要 No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」…必要 滞納処分帳票全般 →財産欄に記載されるのであれば、項目は不要 C回答 他市の状況次第。 D回答 E回答 【意見】 車種(標識)番号の記載があればよいと思われるため不要でよいのでは。 F回答 「自動車登録の調査について」必要。 「登録の目的」必要。 H回答 滞納処分帳票全般→必要だが調査作成時にされるべき書類であるためあえて取り上げる必要はない。 I回答 左記のとおりでよいと考えます。 J回答 不要。 K回答 No458は回答書に相手方が記載するもので不要。 No547,549,551,553は必要。 滞納処分帳票は指摘の通りで不要。	A回答 自動車登録の調査はあった方がいいが、必須ではなくても問題ないと考えます。 区分を実施する場合は、財産欄に記載されるため不要と考えます。 B回答 No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)」…必要 No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」…必要 滞納処分帳票全般 →財産欄に記載されるのであれば、項目は不要 C回答 他市の状況次第。 D回答 E回答 「登録の目的」必要。 滞納処分帳票全般→必要だが調査作成時にされるべき書類であるためあえて取り上げる必要はない。 H回答 左記のとおりでよいと考えます。 I回答 不要。 J回答 No458は回答書に相手方が記載するもので不要。 No547,549,551,553は必要。 滞納処分帳票は指摘の通りで不要。 【提案】提案の通り、No458,547,549,551,553には車両番号を記載する。(車台番号等を、車両番号に統一する)	A回答 ・自動車登録の調査はあった方がいいが、必須ではなくても問題ないと考えます。 ・区分を実施する場合は、財産欄に記載されるため不要と考えます。 B回答 ・No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)」…必要 ・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」…必要 ・滞納処分帳票全般 →財産欄に記載されるのであれば、項目は不要 C回答 他市の状況次第。 E回答【意見】車両(標識)番号の記載があればよいと思われるため不要でよいのでは。 F回答 「自動車登録の調査について」必要。 「登録の目的」必要。 滞納処分帳票全般→必要だが調査作成時にされるべき書類であるためあえて取り上げる必要はない。 H回答 左記のとおりでよいと考えます。 I回答 不要。 J回答 No458は回答書に相手方が記載するもので不要。 No547,549,551,553は必要。 滞納処分帳票は指摘の通りで不要。 【提案】提案の通り、No458,547,549,551,553には車両番号を記載する。(車台番号等を、車両番号に統一する)	
経過記録一覧表	帳票への意見	帳票への意見	記載無し	新規帳票追加			経過記録を各種別(応対者・日時・交渉内容・交渉結果・文字列等)で抽出し一覧表を作成する。業務日報としての利用もできる。		反映する	●	【提案】応対者・日時・交渉内容・交渉結果・文字列等の抽出条件をもとに、交渉経過の一覧を抽出できる帳票を追加する。(日報としての活用を見込んでいるため、EUC代替可)	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
処分要解除一覧	帳票への意見	帳票への意見	記載無し	新規帳票追加			滞納処分している期別に対して納付がある等解除の必要がある対象者を抽出し一覧表表示する。EUCでも可。		反映する	●	【提案】滞納処分している期別に対して納付がある等解除の必要がある対象者を抽出し一覧表表示する。EUC代替可で新規作成する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通り	
納付通知書	帳票への意見	帳票への意見	(帳票概要(帳票の用途)保証人等が納付しなければならなくなった場合に通知する(実装すべき帳票) ●	地方税法第16条の5第4項 地方税法第11条第1項			税法に定められた通知であるため		保留	●	【事務局】保証人等が納付しなければならぬ場合について、納税通知書の発送機能をAPPLIC確認。 ・どのような場合に保証人等が納付するのか ・出力するシステムは、履歴/収納/滞納のいずれか ・パッケージで実装されているか 等	A回答 履歴側で具備する案件であり、滞納側では対応不要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 保証人は納税管理人でいいのかわからないが、その仮定の下回答します。 ・納税管理人が設定されている場合 ・履歴システムで対応 ・送付先設定で対応 H回答 滞手の担保として保証人を取ったときで滞手時の分納計画が守られなかったときに保証人に納付を求めます。 I回答 J回答 K回答	A回答 履歴側側で具備する案件であり、滞納側では対応不要と考えます。 F回答 保証人は納税管理人でいいのかわからないが、その仮定の下回答します。 ・納税管理人が設定されている場合 ・履歴システムで対応 ・送付先設定で対応 H回答 滞手の担保として保証人を取ったときで滞手時の分納計画が守られなかったときに保証人に納付を求めます。 【確認】保証人へ滞手納付書は、収納システムで再発行納付書を送付する運用でも問題ないか。実際の運用(再発行納付書に、何らかの通知を同封している等)についてもご教示いただきたい。(F、H作)	